

地域の中小企業・小規模事業者への支援拡充を求める意見書

日本企業の9割以上、雇用の約7割を占める中小企業・小規模事業者は、日本経済の屋台骨であるのみならず、地域経済・社会の支え役となっている。

このところの原材料高・物価高によって、中小企業・小規模事業者は厳しい状況に置かれている。また、経営者の高齢化と後継者不足による事業承継の問題や人手不足、最低賃金をはじめとする賃上げの機運など、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は大きな転換期にあることから、地域の経済活動に大きな影響が生じかねない。

よって、国においては、中小企業・小規模事業者を支えるとともに、働き方改革や賃上げに取り組む企業や創業間もない企業等への支援が一層充実されるよう、次の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 中小企業憲章の基本理念に基づき、ものづくりの技術・技能の伝承、起業・創業・育成支援の体制強化、商店街を核とした地方中心市街地の活性化、海外展開の支援などを一元的に推進していくこと。
- 2 賃上げの原資となる実効的な価格転嫁が進められるよう、下請Gメンの人員の更なる充実等を通じて、立場の弱い中小企業・小規模事業者等が適切に価格交渉に臨める環境を整えるなど、綿密なフォローアップを行うこと。
- 3 中小企業等が正規雇用を維持・拡大するために必要な施策を実施すること。特に、新たに正規労働者を雇用した中小事業者に対し、社会保険料の事業主負担の一定部分を助成することにより、中小企業の新規人材の獲得及び事業の充実と活性化が図られるよう施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
財務大臣
経済産業大臣

福島県議会議長 西山尚利